

証券コード 2762
平成30年 9月 4日

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目10番14号
株式会社三光マーケティングフーズ
代表取締役社長執行役員 平林 隆広

第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第42期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年9月20日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年 9月21日（金曜日）午前10時（受付開始午前9時）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアットリージェンシー東京 地下1階
「センチュールーム」（末尾のご案内図をご覧ください）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第42期（平成29年7月1日から平成30年6月30日まで）
事業報告および計算書類報告の件
決 議 事 項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎お土産をご用意しておりますが、議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に對し、1個とさせていただきます。
- ◎本株主総会招集ご通知に際して提供すべき添付書類のうち、業務の適正を確保するための体制、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要、計算書類の株主資本等変動計算書ならびに個別注記表につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、本株主総会招集ご通知への記載に代えて、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.sankofoods.com/>）に掲載しております。
- ◎本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.sankofoods.com/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成29年7月1日から
平成30年6月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度（平成29年7月1日～平成30年6月30日）における我が国経済は、雇用および所得環境の改善が続くなか、企業収益や個人消費に改善の動きが見られ、緩やかな回復基調が続いております。しかしながら、海外経済の不確実性もあり、不透明な状況です。

外食業界におきましては、若者のアルコール離れや中食の増加、宴会需要の減少に加え、業種・業態の垣根を越えた競争が激化しており、居酒屋の売上高が継続して前年を下回っております。また、原材料価格の高止まりや物流費の上昇、人材採用難や人件費の増加などが経営圧迫要因となっており、厳しい経営環境にあります。

このような環境のなか、当社におきましては、従来の事業認識や価値観にとらわれず、現事業を質的・構造的に変化させることが緊急の経営課題となっております。

このことから、以下の経営施策に取り組んでまいりました。

主力業態であり、主に20代～30代のお客様からご支持をいただいている「金の蔵」につきましては、よりお客様満足を向上させることを目的として、「集い場、笑い場、しゃべり場」のコンセプトのもと、グランドメニューを抜本的に変更いたしました。

また、当社の店舗立地は、首都圏駅前立地が中心であることから、「高固定費型の収益構造」になっております。そのため、賃料の減額に注力するとともに、新規出店は売上高賃料比率の低い首都圏近郊立地へと変更するなどして収益構造の転換に取り組んでまいりました。

さらに、人事施策につきましては、「店舗力は店長力である」との認識のもと、店長育成・強化に焦点を当て、「店長塾」（店長として重要な知識や考え方を学ぶための研修）を定期開催するとともに、店長が主体となり、自主的に店舗運営ができるよう、人事制度の変更を行いました。

なお、出店につきましては、当社の主力業態である「金の蔵」を2店舗、カフェスタイルを取り入れた「カフェ&ダイニング KinKura」を1店舗、堅調に推移している「焼肉万里」を1店舗、新規に出店いたしました。

退店につきましては、再開発によって契約期間満了を迎えた店舗や、商圈の変化などにより利益を確保することが困難と判断した計11店舗を閉店いたしました。このうち、大型店舗である「吉今 TOKYO」大手町店が定期借家契約の期間満了に伴って閉店したことにより、多額の退店費用を計上することになりました。

上記のとおり各施策を講じたものの、目まぐるしく変化する市場・競争環境に組織としてダイナミックかつスピーディーに事業を改革することができませんでした。

以上により売上高は、124 億 64 百万円（前年同期比 7.2%減）となりました。営業利益につきましては、原材料価格の高騰や人件費の上昇もあり、4 億 93 百万円の損失（前年同期は営業利益 23 百万円）、経常利益は 4 億 24 百万円の損失（前年同期は経常利益 42 百万円）となりました。当期純損失は、営業損失の計上や店舗の減損損失等を計上したことなどにより、16 億 56 百万円（前年同期は当期純損失 2 億 98 百万円）となりました。

業態別の売上状況は次のとおりであります。

区 分	第 41 期 (平成29年 6 月期)		第42期(当事業年度) (平成30年 6 月期)		前事業年度比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
金 の 蔵 ・ 黄 金 の 蔵	8,062,950	60.0	7,744,484	62.1	△318,466	△4.0
月の雫・東方見 聞 録 ・ 古 今	1,918,376	14.3	1,656,612	13.3	△261,763	△13.7
アカマル屋・バ リ バ リ 鶏	1,349,091	10.0	1,417,218	11.4	68,127	5.1
そ の 他 業 態	2,106,453	15.7	1,646,029	13.2	△460,424	△21.9

② 次期の見通し

前述のとおり、当社を取り巻く環境は、予断を許さない状況が続くことが予想されます。

このことから、事業を的確かつ迅速に質的転換させていくことが課題と認識し、以下の5つの方針のもと、変革を推し進めてまいります。

イ. お客様満足に焦点を当てたお店づくり（お客様起点経営）

「お客様にご満足いただけること」と「そのレベルを高め続けること」が、競争に打ち勝ち生き残るための唯一の条件であると認識しております。そのため、お客様から「変わった」「良くなった」と言われる、お客様にご満足いただけるお店に変え、磨き上げていくことに全経営資源、全エネルギーを投入してまいります。

このことから、多くのお客様にご来店いただくこと（お客様数の増加）を、お客様満足を評価する重要な基準にするとともに、お客様の声を店舗の改善や施策に素早く具体的に反映させるため、お客様起点・店舗主体の組織へと改変してまいります。特に、

「お客様相談室」の設置を行い、お客様の声に耳を傾け、その声を店舗と本社（サポートセンター）が共有し、一気通貫で店舗変革が行える体制を築いてまいります。

ロ．店舗の三現力（現場、現実、現物）の磨き上げ（現場起点経営）

「既存店を改革・改善し、磨き上げること」がお客様にご満足いただくための課題と認識しております。このことから、老朽化した店舗設備の修復・刷新を行うことはもちろんのこと、店舗のリーダーである店長とスタッフによる「現場力の再生」を経営陣が先頭となって踏み込み、現場を支援する行動体制をとり、「現場起点経営」を行ってまいります。

なお、主力業態である「金の蔵」については、全社業績に大きな影響を与えるため、経営資源を集中いたします。また、次の成長ドライバーのひとつである「アカマル屋」や「焼肉万里」については、新規の出店につながるよう、現場での実証によるフォーマットの確立に取り組んでまいります。

ハ．業態別分権化組織の導入

現行の 11 業態の運営について、これまでの本部集中・機能別組織を改め、「収益と成長に責任を負う、業態別分権化組織」を導入し、業態の責任者や店長が自主的に行動・判断し、お客様ニーズに迅速に応えることができる体制づくりを行ってまいります。

ニ．次世代リーダーの育成

当社事業の核は人であり、とりわけ変革に踏み込むリーダーの育成は急務であると認識しております。このことから、社内大学を設置し、リーダー、そして経営幹部人材の育成・開発とともに、店舗スタッフの教育・育成に、より注力してまいります。

ホ．企業理念「価値ある食文化の提案」の深掘りと原点回帰

原点に立ち帰り、企業理念である「価値ある食文化」を深掘りし、お客様に単なる食の提供ではなく、当社店舗ならではの「驚き」や「楽しみ」を感じていただける料理やサービスを提供・提案できるよう、店舗のみならず、すべての社内のプロセスをこの観点から見直し、再構築してまいります。また、日本国内はもとより海外の食文化、食材や食べ方を探知し、マーケティングに基づくメニュー開発を行うとともに、産地の人々と直接的なつながりを強め、食材調達の仕組みを構築してまいります。

以上により、売上高122億円（当期比2.1%減）、営業利益1億20百万円（当期は4億93百万円の営業損失）、経常利益1億50百万円（当期は4億24百万円の経常損失）、当期純利益50百万円（当期は16億56百万円の当期純損失）を見込んでおります。

③ 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は、新規出店によるものを中心に、2億95百万円であります。

④ 資金調達の状況

該当事項はありません。

⑤ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑧ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第 39 期 (平成27年6月期)	第 40 期 (平成28年6月期)	第 41 期 (平成29年6月期)	第 42 期 (当事業年度) (平成30年6月期)
売 上 高(千円)	14,492,623	13,745,235	13,436,871	12,464,344
経常利益または 経常損失(△)(千円)	14,210	324,470	42,838	△424,805
当期純利益または 当期純損失(△)(千円)	△659,035	294,155	△298,366	△1,656,431
1株当たり当期純利益 または1株当たり(円) 当期純損失(△)	△45.81	20.45	△20.73	△115.13
総 資 産(千円)	11,551,770	11,328,296	10,675,218	8,713,070
純 資 産(千円)	8,227,043	8,286,293	7,760,583	5,873,959

(3) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

外食業界におきましては、若者のアルコール離れや中食の増加、宴会需要の減少などによるお客様ニーズの変化に加え、業種・業態の垣根を越えた競争が激化しております。目まぐるしく変化する市場・競争環境に組織として事業を的確かつ迅速に質的転換させていくことが課題と認識し、以下の5つの方針のもと、変革を推し進めてまいります。

- ① お客様満足に焦点を当てたお店づくり（お客様起点経営）
- ② 店舗の三現力（現場、現実、現物）の磨き上げ（現場起点経営）
- ③ 業態別分権化組織の導入
- ④ 次世代リーダーの育成
- ⑤ 企業理念「価値ある食文化の提案」の深掘りと原点回帰

株主の皆様におかれましては、今後一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成30年6月30日現在）

当社は、カジュアルで親しみやすい「金の蔵」、個室と手作り感を重視した「月の雫」に加え、串焼きと煮込みが名物の大衆酒場「アカマル屋」の各業態を柱とし、首都圏を中心に外食事業を展開しております。

(6) 主要な営業所等（平成30年6月30日現在）

本 社 東京都中央区
店 舗 直営店116店舗（東京都78店舗、神奈川県10店舗、千葉県8店舗、埼玉県10店舗、愛知県1店舗、大阪府9店舗）

(7) 従業員の状況（平成30年6月30日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
293名	18名減	36.4歳	5.2年

（注）従業員数は、就業人員であります。また、上記の他に、当事業年度末日現在2,631名のアルバイトを雇用しております。

(8) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成30年6月30日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 43,072,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 14,387,000株 |
| (3) 株主数 | 23,911名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
平林隆広	2,766,000株	19.2%
有限会社神田コンサルティング	1,530,000	10.6
平林実	1,432,500	9.9
平林登志子	1,166,000	8.1
平林実人	1,048,000	7.2
アサヒビール株式会社	623,500	4.3
株式会社三菱UFJ銀行	80,000	0.5
宝酒造株式会社	77,100	0.5
J.P. MORGAN SECURITIES LLC-CLEARING	53,000	0.3
三光マーケティングフーズ従業員持株会	42,200	0.2

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況

① 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	平 林 隆 広	執行役員 有限会社神田コンサルティング取締役
取 締 役	中 里 友 彦	執行役員営業本部長兼商品本部長
取 締 役	富 川 健 太 郎	執行役員社長室長兼サポートセンター長
取 締 役	長 澤 成 博	株式会社レーサム新規事業本部副本部長 株式会社WeBase代表取締役
取 締 役	梶 田 直	株式会社SWING GROW代表取締役
取 締 役	和 田 弘 嗣	和田事務所代表
常 勤 監 査 役	中 村 弘 樹	
監 査 役	宮 川 勝 之	東京丸の内法律事務所パートナー
監 査 役	若 林 利 明	有限会社若林リサーチ代表取締役
監 査 役	岩 橋 修	公益財団法人警察育英会専務理事 株式会社タクマ取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役梶田直、和田弘嗣の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役宮川勝之、若林利明、岩橋修の3氏は、社外監査役であります。
3. 監査役宮川勝之氏は、弁護士としての長年の経験により会社法制に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役若林利明氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役岩橋修氏は、長年にわたり警察関連の仕事に携わり、各種のリスクマネジメントに関する豊富な経験と高い見識を有するものであります。
6. 取締役梶田直、和田弘嗣、監査役若林利明の3氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
7. 取締役長澤成博氏は、平成30年7月31日付で株式会社レーサムを退職し、同日付で株式会社WeBase代表取締役を退任しております。なお、両社と当社の間に特別な関係はありませんでした。
8. 平成30年8月10日付で次のとおり変更となりました。

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役	長澤 成博	執行役員
取 締 役	中里 友彦	執行役員第二ビジネスユニット統括

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当社の定款に基づき、法令が規定する額の範囲内としております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (2)	52,365千円 (8,400)
監査役 (うち社外監査役)	4 (3)	20,813 (12,051)
合計 (うち社外役員)	10 (5)	73,178 (20,451)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年9月20日開催の第31期定時株主総会において、年額400,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成20年9月25日開催の第32期定時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当該法人等と当社との関係
- ・ 取締役榊田直氏は株式会社SWING GROWの代表取締役を兼務しておりますが、同社と当社との間には特別の関係はありません。
 - ・ 取締役和田弘嗣氏は和田事務所の代表を兼務しておりますが、同所と当社との間には特別の関係はありません。
 - ・ 監査役宮川勝之氏は東京丸の内法律事務所のパートナーを兼務しておりますが、同所と当社との間には特別の関係はありません。
 - ・ 監査役若林利明氏は有限会社若林リサーチの代表取締役を兼務しておりますが、同社と当社との間には特別の関係はありません。
 - ・ 監査役岩橋修氏は公益財団法人警察育英会の専務理事、株式会社タクマの社外取締役（監査等委員）を兼務しておりますが、同法人および同社と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 榊 田 直	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、経験豊かな経営者の観点から、議案に対して適宜発言を行っております。
取締役 和 田 弘 嗣	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、人事戦略的な観点から、議案に対して適宜発言を行っております。
監査役 宮 川 勝 之	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会14回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、議案に対して適宜発言を行っております。
監査役 若 林 利 明	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会14回の全てに出席し、幅広い経験を踏まえた客観的見地から、議案に対して適宜発言を行っております。
監査役 岩 橋 修	当事業年度に開催された取締役会14回中、13回に出席し、また、当事業年度に開催された監査役会14回中、13回に出席し、警察行政の経験に基づくリスクマネジメントの観点から、議案に対して適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 新日本有限責任監査法人

(注) 平成30年7月1日付でEY新日本有限責任監査法人へ名称変更しております。

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

① 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項
の監査業務に係る報酬等の額 19百万円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上
の利益の合計額 19百万円

(注)1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、監査計画の内容ならびに同業他社および同売上規模他社の会計監査人の報酬等の額に基づき、見積りを検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項以外の非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障があると認められる場合等には、監査役会が、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成30年 6 月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,348,745	流 動 負 債	1,569,782
現金及び預金	2,810,764	買 掛 金	423,089
売 掛 金	122,288	未 払 金	198,799
原 材 料	37,531	未 払 費 用	465,342
前 払 費 用	285,112	未 払 法 人 税 等	80,894
未収還付法人税等	2	未 払 消 費 税 等	28,666
そ の 他	93,046	前 受 金	5,565
固 定 資 産	5,364,325	預 り 金	37,702
有形固定資産	1,926,939	前 受 収 益	181,429
建 物	877,529	資 産 除 去 債 務	66,697
工具、器具備品	81,486	そ の 他	81,596
土 地	942,695	固 定 負 債	1,269,328
建 設 仮 勘 定	25,227	繰 延 税 金 負 債	54,779
無形固定資産	60,988	退職給付引当金	138,792
商 標 権	6,519	資 産 除 去 債 務	774,876
ソ フ ト ウ ェ ア	54,396	そ の 他	300,879
そ の 他	72	負 債 合 計	2,839,110
投資その他の資産	3,376,397	純 資 産 の 部	
関係会社株式	33,000	株 主 資 本	5,873,959
出 資 金	30	資 本 金	2,390,503
長 期 貸 付 金	215	資 本 剰 余 金	2,438,802
差 入 保 証 金	3,062,936	資 本 準 備 金	2,438,802
そ の 他	294,299	利 益 剰 余 金	1,044,653
貸 倒 引 当 金	△14,084	利 益 準 備 金	315
		その他利益剰余金	1,044,338
		別 途 積 立 金	2,100,000
		繰越利益剰余金	△1,055,661
		純 資 産 合 計	5,873,959
資 産 合 計	8,713,070	負債・純資産合計	8,713,070

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成29年 7 月 1 日から
平成30年 6 月30日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		12,464,344
売 上 原 価		3,358,716
売 上 総 利 益		9,105,627
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,599,353
営 業 損 失		△ 493,726
営 業 外 収 益		89,549
受 取 利 息 及 び 配 当 金	55	
受 取 賃 貸 料	23,725	
受 取 保 険 金	26,174	
保 険 解 約 返 戻 金	23,589	
会 員 権 預 託 金 返 還 益	10,000	
雑 収 入	6,004	20,629
営 業 外 費 用		
賃 貸 費 用	7,719	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	7,044	
雑 損 失	5,865	
経 常 損 失		△424,805
特 別 利 益		8,296
固 定 資 産 売 却 益	8,296	
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	28,196	
店 舗 閉 鎖 損 失	6,860	
減 損 損 失	998,871	
和 解 金	212,416	
そ の 他	32,487	1,278,832
税 引 前 当 期 純 損 失		△1,695,341
法人税、住民税及び事業税	38,200	△38,909
法 人 税 等 調 整 額	△77,109	
当 期 純 損 失		△1,656,431

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年 8月16日

株式会社三光マーケティングフーズ

取締役会 御 中

E Y新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 新 居 伸 浩 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 跡 部 尚 志 ⑩

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社三光マーケティングフーズの平成 29 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日までの第 42 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案する

ために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成 29 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日までの第 42 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。

二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査室その他使用人等からその構築及び運用について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、執行役員等及び E Y 新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 30 年 8 月 17 日

株式会社三光マーケティングフーズ 監査役会

常 勤 監 査 役 中 村 弘 樹 ㊟

監 査 役 宮 川 勝 之 ㊟

監 査 役 若 林 利 明 ㊟

監 査 役 岩 橋 修 ㊟

（注）監査役宮川勝之、監査役若林利明及び監査役岩橋修は、社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、収益力の向上および財務体質の改善を図りながら、長期的かつ安定した配当および利益還元を行うことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、基本方針、当事業年度の業績、今後の事業展開および経営環境等を勘案し、下記のとおり1株につき8円とさせていただきます。

また、配当を実施するため、別途積立金の取崩しのご承認をお願いするものであります。

1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 金8円
配当総額 金115,096,000円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年9月25日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- ① 減少する剰余金の項目およびその額
別途積立金 金2,100,000,000円
- ② 増加する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 金2,100,000,000円

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役6名全員は任期満了となりますので、取締役設計6名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
1	なが さわ なる ひろ 長 澤 成 博 (昭和42年11月30日生)	平成9年10月 株式会社光通信入社 平成13年1月 ジェイフォン東日本株式会 社（現 ソフトバンク株式 会社）入社 平成19年1月 当社入社 社長室長 平成19年9月 取締役社長室長 平成20年1月 取締役総合企画ユニット担当 平成23年3月 常務取締役営業本部長 平成23年5月 株式会社三光FCシステムズ （現 当社）代表取締役 平成25年2月 常務取締役執行役員経営管 理本部長 平成27年7月 常務取締役執行役員 平成28年9月 取締役 平成28年10月 株式会社レーサム入社 新規事業本部副本部長 平成29年2月 株式会社WeBase代表取締役 平成30年8月 取締役執行役員（現任）	2,400株
【取締役候補者とした理由等】 外食業界および当社を熟知していることに加え、他業界での経営者としての経験も有しており、事業を的確かつ迅速に質的転換させるために適任であると判断したためであります。			
2	ひら ばやし たか ひろ 平 林 隆 広 (昭和49年11月25日生)	平成10年6月 当社入社 平成10年6月 取締役 平成14年4月 常務取締役社長室長 平成14年6月 有限会社神田コンサルティ ング取締役（現任） 平成16年1月 代表取締役専務取締役営業 本部長兼開発本部長 平成20年6月 代表取締役専務取締役営業 ユニット担当 平成20年7月 アジアンエイト株式会 社 （現 当社）代表取締役 平成25年9月 代表取締役社長開発本部長 平成29年10月 代表取締役社長執行役員 （現任）	2,766,000株
【取締役候補者とした理由等】 当社で約20年間取締役を歴任しており、今後の業績回復に向けてこれらの豊富な経営経験を活かすことができると判断したためであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 重 要	地 位、 担 当 お よ び な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
3	なか ざと とも ひこ 中 里 友 彦 (昭和49年 9月19日生)	平成2年 3月 平成14年10月 平成23年 8月 平成24年 5月 平成25年 4月 平成26年 9月 平成30年 8月	株式会社パーミヤン（現 株 式会社すかいらくレストランツ）入社 当社入社 第5営業部長 東京チカラめし事業部長 執行役員東京チカラめし事業 部長 取締役執行役員営業本部長 取締役執行役員第二ビジネス ユニット統括（現任）	500株
【取締役候補者としての理由等】 長年にわたり当社の主要業態の運営や開発に携わっており、当社事業への 理解が深く、また、外食業界全般を見渡せる広い視野を持ち合わせていると 判断したためであります。				
4	とみ かわ けん たろう 富 川 健 太 郎 (昭和53年 9月16日生)	平成15年10月 平成20年 2月 平成26年 7月 平成27年 3月 平成28年10月 平成29年 2月 平成29年 9月	高野崇司法書士事務所入所 当社入社 人事総務部長 社長室長 執行役員社長室長 執行役員社長室長兼サポート センター長 取締役執行役員社長室長兼サ ポートセンター長（現任）	200株
【取締役候補者としての理由等】 当社入社以来、法務・コンプライアンスおよび広報IR等の幅広い部門の経 験があり、会社全体を俯瞰できる深い知見を持ち合わせております。リスク マネジメントの観点からもその役割を担うことができると判断したためであ ります。				
5	ます だ たちし 梶 田 直 (昭和26年 5月19日生)	昭和49年 4月 平成15年 4月 平成17年 6月 平成19年 9月 平成22年 5月 平成29年 6月	ジャスコ株式会社（現 イオ ン株式会社）入社 スターバックスコーヒージャ パン株式会社代表取締役最高 執行責任者 株式会社コクミン代表取締役 社長 当社社外取締役（現任） スギホールディングス株式会 社代表取締役社長 株式会社SWING GROW代表取締 役（現任）	0株
【社外取締役候補者としての理由等】 小売業ならびに経営トップとして培ってきた知識、経験等を活かして、当 社の経営全般に助言いただくことで、当社の経営体制をさらに強化できると 判断したためであります。				

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
6	わだ ひろ つぐ 和 田 弘 嗣 (昭和29年7月15日生)	昭和53年4月 藤沢薬品工業株式会社（現 アステラス製薬株式会社）入 社 昭和61年10月 マスターフーズ株式会社（現 マースジャパン株式会社）入 社 平成5年10月 日本メドトロニック株式会社 入社 平成10年4月 同社取締役人事・総務本部長 株式会社BMGファンハウス入 社 平成11年10月 同社取締役HR本部長 平成13年12月 日本ボール株式会社入社 平成15年1月 同社執行役員人事・法務・総 務・広報担当 平成18年2月 株式会社ファーストリテイリ ング入社 グループ執行役員人事担当 平成24年4月 和田事務所代表（現任） 平成25年9月 当社社外取締役（現任）	0株
【社外取締役候補者とした理由等】 人事領域を中心に、経営陣の一員として培ってきた知識、経験等を活かし て、当社の経営全般に助言いただくことで、当社の経営体制をさらに強化で きると判断したためであります。			

- (注)
- 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 梶田直氏と和田弘嗣氏は、社外取締役候補者であり、当社は、両氏が東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。
 - 梶田直氏は、現在当社の社外取締役であります。当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって11年であります。
 - 和田弘嗣氏は、現在当社の社外取締役であります。当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって5年であります。
 - 当社は、現行定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で当社への損害賠償責任を法令が規定する額の範囲内とする契約を締結できる旨を定めており、社外取締役候補者である梶田直氏および和田弘嗣氏との間で、会社法第423条第1項の責任につき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないことを条件として、当社に対して賠償すべき額は、法令が規定する額の範囲内とし、この範囲を超える取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しております。梶田直氏および和田弘嗣氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約の効力は継続されます。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役中村弘樹、宮川勝之、若林利明の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名（うち社外監査役2名）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 ※	ひらの まさあき 平野 雅昭 (昭和33年4月10日生)	昭和57年4月 野村證券株式会社入社 平成4年6月 野村ファイナンス株式会社出向 平成7年6月 野村證券株式会社関連事業部 平成22年4月 同社引受審査部企画担当部長	0株
【社外監査役候補者とした理由等】 前職での業務経験から、財務会計および内部統制に関する知識に精通しており、監査役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。			
2 ※	みむら ふじあき 三村 藤明 (昭和29年5月30日生)	昭和62年4月 東京弁護士会登録 平成12年6月 坂井・三村法律事務所（旧 ビンガム・坂井・三村・相澤 法律事務所（外国法共同事業））開設 平成15年12月 富士製菓工業株式会社社外監査役（現任） 平成21年5月 富士エレクトロニクス株式会社社外監査役 平成27年4月 マクニカ・富士エレクトロホールディングス株式会社社外監査役（現任） アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー（現任）	0株
【社外監査役候補者とした理由等】 長年にわたる弁護士としての経験を有することから、企業法務、財務および会計に関する豊富な知識を持ち、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。			

- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 平野雅昭氏および三村藤明氏は、社外監査役候補者であります。
4. 監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
- 当社は、監査役として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、監査役との間で当社への損害賠償責任を法令が規定する額の範囲内とする契約を締結できる旨を定めております。監査役候補者である平野雅昭氏および三村藤明氏の就任が承認された場合、両氏との間で会社法第423条第1項の責任につき、監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないことを条件として、当社に対して賠償すべき額は、法令が規定する額の範囲内とし、この範囲を超える監査役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結する予定です。
5. 平野雅昭氏および三村藤明氏は社外監査役候補者であり、当社は、両氏が東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、 重要な 地位、 兼職の おおよ び状況	所有する当 社の株式数
やま した たかし 山下 貴 (昭和42年7月28日生)	平成6年7月 下山紘邇税理士事務所入所 平成7年11月 税理士登録 平成16年5月 山下貴税理士事務所設立 同所所長（現任） 平成21年1月 萌インターナショナル株式会社監査 役（現任） 平成23年6月 サイバネットシステム株式会社社外 監査役（現任） 平成23年8月 公益財団法人国際科学振興財団監事 （現任） 平成26年4月 国立大学法人山形大学監事	0株
【補欠の社外監査役候補者とした理由等】 長年にわたる税理士および監査役としての経験を有することから、財務会計および内部統制に関する知見を持ち合わせており、監査役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。		

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 山下貴氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

当社は、監査役として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、監査役との間で当社への損害賠償責任を法令が規定する額の範囲内とする契約を締結できる旨を定めております。補欠監査役候補者である山下貴氏が監査役に就任した場合、同氏との間で会社法第423条第1項の責任につき、監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないことを条件として、当社に対して賠償すべき額は、法令が規定する額の範囲内とし、この範囲を超える監査役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結する予定です。

4. 山下貴氏は補欠の社外監査役候補者であり、当社は、同氏が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出する予定であります。

以上

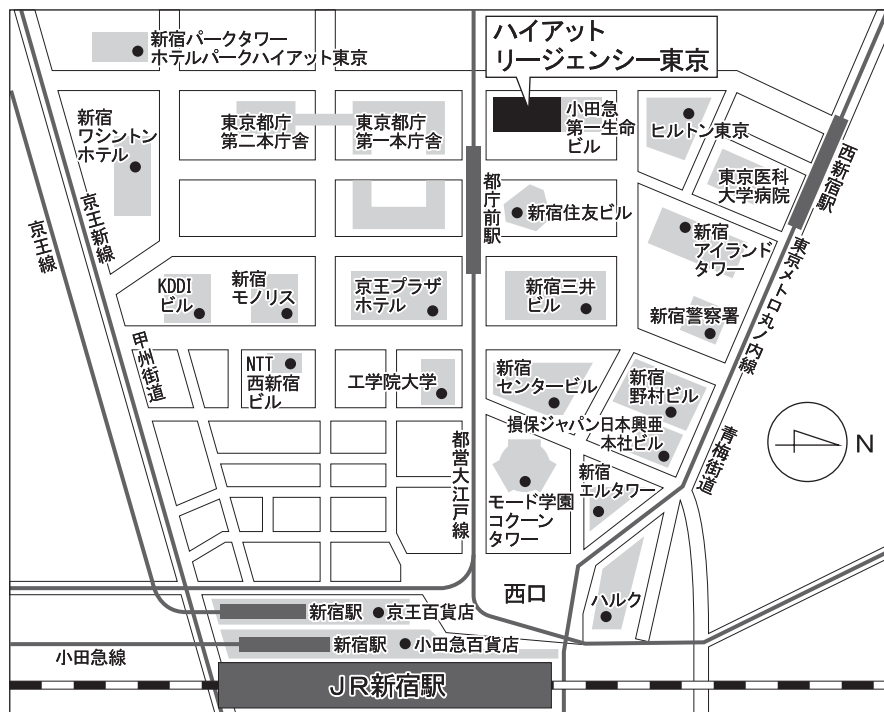
株主総会会場ご案内図

会場：ハイアットリージェンシー東京

地下1階「センチュールーム」

東京都新宿区西新宿二丁目7番2号

TEL 03-3348-1234



交通 ○都営地下鉄大江戸線 都庁前駅より徒歩3分（A7出口）
JR 新宿駅西口より徒歩12分（地下通路を都庁方面へ直進）
東京メトロ丸ノ内線 西新宿駅より徒歩7分

※当日は、お車でのご来場はご遠慮願います。